

[保育課関係]

(資料23)

(案)

厚生労働省発雇児第 ※ 号
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」
の一部改正について

標記の国庫負担金の交付については、昭和51年4月16日厚生省発雇児第59号の2厚生事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」により行われているところであるが、今般、その一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成21年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとされたので通知する。

ただし、平成20年度分以前の取扱いについては、なお従前の例による。